

平成26年第6回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成26年11月26日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成26年12月2日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 宇 治 徳 庚
 - 2番 成 瀬 恵津子
 - 3番 根 橋 俊 夫
 - 4番 三 堀 善 業
 - 5番 岩 田 清
 - 6番 矢ヶ崎 紀 男
 - 7番 熊 谷 久 司
 - 8番 永 原 良 子
 - 9番 堀 内 武 男
 - 10番 船 木 善 司
 - 11番 中 谷 道 文
 - 12番 垣 内 彰
 - 13番 宮 下 敏 夫
 - 14番 篠 平 良 平

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 平成26年度辰野町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第4 議案第2号 辰野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第11 議案第9号 辰野町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第10号 辰野町小野簡易水道給水条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第11号 平成26年度辰野町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第12号 平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第13号 平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第14号 平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第17 議案第15号 平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第18 議案第16号 平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第17号 平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第18号 平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第19号 平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第22 議案第20号 平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第23 議案第21号 平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第22号 平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事（建築）請負契約
について
- 日程第25 議案第23号 上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約
の変更について
- 日程第26 議案第24号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少
及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第27 議案第25号 伊那消防組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第28 議案第26号 伊那消防組合の解散について
- 日程第29 議案第27号 伊那消防組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第30 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	中 村 良 治	まちづくり政策課長	山 田 勝 己

産業振興課長	飯澤 誠	建設課長	漆戸 芳樹
住民税務課長	向山 光	保健福祉課長	一ノ瀬 元広
水道課長	小野 耕一	会計管理者	宮原 修二
教育次長	百瀬 辰夫	辰野病院事務長	赤羽 博
消防署長	林 国久	社会福祉協議会事務局長	守屋 英彦
保健福祉課福祉専門課長	河手 潤子		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井 庄治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由紀

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第10番	船 木 善 司
議席 第11番	中 谷 道 文

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。鮮やかに映えた秋も足早に通り過ぎ、山々の紅葉に変わって南アルプス、中央アルプスもすっかり雪化粧を済ませ、いよいよ身も心も凜とする冬将軍到来の季節を迎えました。本年は数多くの台風が接近し、全国的に豪雨災害をもたらし特に長野県では山1つ越えた隣町、木曾地域では7月に土石流災害、9月には御嶽山の噴火により多くの方が犠牲となりました。また先月21日、長野県北部を震源とする神城断層地震では46名の方が重軽傷を負い、地震大国日本と言えども改めて地震の恐ろしさを痛感したところであります。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。さて、本年まとめの12月定例議会を向かえ議員の皆さんにおかれましては町民の福祉増進の視点から十分なる審議をお願い申し上げます。定足数に達しておりますので、これより平成26年第6回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告としお手元に配布してありますので後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。第6回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第6回辰野町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては師走に入り何かとご多用の中、ご出席を賜り感謝申し上げます。本年は数多くの自然災害が発生し、改めて自然災害の恐ろしさを痛感いたしましたところでもあります。身近なところでも2月の大雪、7月の南木曾町の土石流災害、9月の御嶽山の噴火に続き11月県北部を震源とする震度6弱の大きな地震があり、家屋の倒壊などによって多くの負傷者が出ております。被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに降雪期を前に早期の復旧事業が進むことを願って止みません。北部地震は県内を縦断する糸魚川静岡構造線の一部の活断層が震源と見られ平成23年、東日本大震災後の松本市で起きた地震もこの断層帯の活断層が原因とされております。今回被害のなかった辰野町においても、活断層があることを認識していただき家具が倒れないように固定する防災用具をいつでも持ち出せるようにしておくといった基本的なことが、いざと言う時の安心安全に繋がることや地域での支え合い、助け合いの大切さが改めて見直されたところでもあります。内閣府が発表した7から9月期の国内総生産速報値は物価変動を除く実質で前年比0.4%減、年率換算で1.6%と2四半期連続のマイナス成長になりました。消費税増税や夏場の天候不順で自動車や家電製品など個人消費の不振が続いたほか、企業の設備投資も振るわず、景気低迷が明らかとなり来年10月に予定していた消費税率10%への最増税を平成29年4月まで1年半延長し、経済政策「アベノミクス」の信を問うとして11月21日衆議院を解散し、本日公示、14日投開票の総選挙が実施されます。最近政治に対する関心が薄れていると言われてはいますが、身近な暮らしを左右する問題も多々ありますので、関心をお持ちいただき投票率が向上することが望まれるところであります。さて、昨年11月12日町長に就任し、早いもので1年が経過いたしました。この間、町民の皆様からは多くの分野に対する期待の声をいただいております。誰もが心豊かに安心安全に暮らせるまちづくりを目標に取り組んでまいりました。今後も職員と一丸となってスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。この1年を振り返ってみますと、2月の記録的な降雨により町内はもとより県内外に甚大が被害が発生いたしました。特にJR、高速道路や幹線国道の数日間に及ぶ交通網のマヒにより町民の生活に影響が発生したところでもあります。この豪雪を受けて町、県、警察、ネクスコ等による除雪対策について相互の連携が図られることとなりました。除雪作業がスムーズに実施できますよう町民の皆様にもご協力をお願いいたしますところでもあります。町も地域の通学路、生活道路の除雪を行っていただくよう小型除雪機を区へ貸し出すこととい

たしました。5月から開始した24時間健康電話相談では、生活、健康に関する悩み及び日常生活に不安をいただいている町民の方に対し、専門家による電話相談を行っております。半年が経過いたしまして230件に及ぶ相談等が行われているところであります。7月には交通安全協会などによる交通安全啓発の努力により交通死亡事故ゼロ500日を達成いたしました。更に700日、1,000日へと記録を伸ばせますよう取り組みにご理解、ご協力をお願いするところであります。また消防団においては第56回県消防ポンプ操法大会、第23回ラッパ吹奏大会において町選抜チームのラッパ隊が3年ぶりに優勝。ポンプ車操法は3位に入賞を果たしたところでございます。一方、大小の火災も発生し被害額も増加いたしました。特に10月30日未明に発生した火災では全焼1棟、半焼1棟と大きな火災となりました。火を使用するこの時期、予防消防の徹底をお願いするところでございます。建築40年を経過いたしました役場庁舎の耐震化改修工事をはじめ、老朽化の著しい辰野東小学校玄関棟の改修工事、あさひ世代間交流施設、中央高畑いきいき交流センターなど地域の要望にお答えし、地域の交流施設の改修など3月完成を目指し工事を実施しているところであります。10月には前教育長の人気満了に伴い新たに宮沢和徳教育長を向かえ、教育委員会制度改革、子ども子育て支援新制度など新たな教育制度に取り組んでまいります。11月には災害時における情報伝達と避難住民との通信手段確保を主目的に定点カメラ等による周辺の情報収集と公衆無線LANサービスの提供を行う防災情報ステーション11箇所と、専用サイトの運用を開始いたしました。第五次総合計画後期基本計画の策定にあたりましては、「たつのよりあい会議」として3回にわたるワークショップを実施し、この5日で終了いたします。地域の皆様のご意見を地域計画として策定し、町全体の総合計画の具体的な取り組みとしてまとめてまいりたいと思っております。このような中、新年度の予算編成に入っておりますが依然として地方経済の回復が遅れている状況では企業の設備投資は依然として鈍く、固定資産や法人住民税の減収が予想されるところであります。普通交付税も税収の落ち込みから増加が見込めるものの、一般財源の確保は厳しいものがございます。歳出は医療や介護部門への支出が増加傾向にあり、予防も含めた抑制措置を講じていくことが大切だと考えております。よりあい会議等でも多くの地区から出された生活道路の手直しや、幹線道路、街路の改良事業など日常生活に直結した課題などにも取り組まなくてはなりません。中でも少子高齢化や人口減少の問題は多くの地区で将来に不安を抱える問題であります。

「誰もが心豊かに安心・安全に暮らせるまちづくり」の実現に向けて予算編成に取り組んでまいりたい、こんなふうに思います。議会全員協議会でご報告申し上げましたよう

に下水道メーター料金の誤請求や支払い報酬の一部で源泉所得税の徴収漏れ等があり、大変ご迷惑をおかけいたしました。各所属における会計事務担当者及び職員研修を開催し、収支及びチェック、事務引継ぎを徹底し正しい事務処理に努めてまいりたい。議員各位におかれましてご指導、ご鞭撻、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。さて、今定例会に提案いたします議案は衆議院総選挙費用の専決処分の承認、辰野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定など条例制定3件、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正など、条例改正4件、辰野町在宅介護支援センター条例の廃止など、条例廃止2件、人事院勧告に基づく職員給与等の調整、土地開発公社会計の債務超過に対する補助金など一般会計補正予算及び特別会計補正予算11件、請負契約1件、消防広域化に伴う広域連合規約、伊那消防組合規約の一部を変更する規約など5件。合わせて27議案であります。提案時それぞれご説明申し上げます。慎重審議いただき原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例議会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席10番、船木善司議員、議席11番中谷道文議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（船木）

おはようございます。去る11月26日、議会運営委員会を開催し、平成26年第6回辰野町議会12月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。11月26日、辰野町告示第56号によって辰野町長より12月定例会を、12月2日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと12月定例会の会期、並びに審議日程など議事運営について慎重に審議を行い全員一致して決定いたしました。会期日程案、並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から12月16日までの15日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成26年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は12月14日執行の衆議院議員選挙事務費の補正予算であります。補正総額は1,272万6,000円の増額で、予算総額は87億6,385万6,000円となる専決補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと歳入につきましては、国庫支出金と繰越金の増額補正であります。歳出につきましては、総務費の衆議院議員選挙に伴う事務費の増額であります。以上のとおり補正予算の大要を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認されました。日程第4、議案第2号、辰野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第2号、辰野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定につ

いて提案理由を申し上げます。町の業務の一翼を担う約 250 人の臨時職員について現在報酬、賃金、通勤手当、休暇等につきましては規定を設けて運用しております。給与の額、支給方法等について基本的な事項を規則等に委任することなく、条例において定めるべきであるとの総務省からの指導に基づき根拠法令、条文を明らかにしていくため、条例を制定するものであります。第 1 条は目的。第 2 条は一般職非常勤職員、臨時職員の規定を。第 4 条では任用期間で 6 箇月以上を一般職、非常勤職員。6 箇月未満を臨時職員として。第 7 条では報酬及び賃金の額を。第 12 条では費用弁償として通勤手当を。第 14 条では支給日を。第 15 条では勤務日及び勤務時間を。第 17 条から第 19 条では休暇等を。第 20 条でサービスを。別表として第 1 第 2 表では報酬額を。別表第 3 では通勤手当を示してあります。任用年齢を概ね 65 歳として職種、年次休暇等につきましては規則で定めてまいります。執行日は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 2 号については会議規則第 37 条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 5、議案第 3 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第 6、議案第 4 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第 3 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。併せて、議案第 4 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。まず初めに議案第 3 号、これにつきましては子ども、子育て支援新

制度では地域におけるニーズにきめ細かく対応でき、3歳未満の乳幼児を保育する定員19名以下の家庭的保育事業等が位置付けられました。この家庭的保育事業等の認可につきましては市町村に認可権限がありますので、この認可に必要な設備及び運営基準をこの条例で定めるものであります。条例制定に当たりましては、国の省令に基づき町の基準を定めます。国の基準には従うべき基準と参酌すべき基準がありますが、町では国で定められた基準を上回る内容、また異なる内容を定めるほど特段の事情は認められないことから国の定める基準をもって町の基準として定めます。条例の内容につきましては国の基準どおりですので、主な事項のみご説明申し上げます。議案1ページの目次をご覧ください。家庭的保育事業等の種類は独自に記載されています第2章から第5章にあります。家庭的保育事業、小規模保育事業A、B、C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類であります。第1章は総則、7ページの第2章は定員5人以下の家庭的保育事業の設備、運営等に関わる基準であります。8ページの第3章第2節は定員6人から19人の小規模保育事業A型、11ページの第3節は小規模保育事業B型の基準であります。同じく11ページの第4節は定員6人以上、10人以下の小規模保育事業新型の基準であります。12ページの第4章は保護者の自宅で1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業であります。次に13ページの第5章は保育所の運営施設などで従業員の子どもと町内の子どもを一緒に保育する事業所内保育事業であります。事業所内保育事業は、第43条の表にあるとおり、左の事業所内の保育の利用定員ごとに右の辰野町の乳幼児の受け入れ枠が義務付けられています。最後に17ページの附則であります。施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からといたします。次に議案第4条の辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。子ども・子育て支援新制度では就学前の子どもの教育、保育を行う施設や事業者に対して実施主体である市町村が公的給付の支払いを行うこととなります。町はこの公的給付を希望する施設、事業者の申請に基づき給付の対象となる旨の確認を行う権限があり、確認に必要な利用定員や施設の管理運営等に関する基準について国の省令に基づき条例で定めるものであります。国の基準に従うべき基準と参酌すべき基準がありますが、町では国で定められた基準を上回る内容、また異なる内容を定めるほど、特段の事情は認めないことから、国の定める基準をもって町の基準として定めます。議案第1ページをご覧ください。第1章は総則で用語の定義等であります。確認の対象となる施

設、事業者は第2条の第1項2号から8号となっています。次に3ページ第2章は特定教育、保育施設の利用定員、運営に関する基準であります。ここでいう特定とは新制度での公的給付費の対象となる確認を受けたということ、また教育保育施設とは認定子ども園、幼稚園及び保育所などの施設を言います。続きまして12ページ第3章は特定地域型保育事業者の利用定員、運営に関する基準であります。地域型保育事業者とは議案第3号の4種類の事業者を示します。以上、議案第3号、議案第4号の提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号、議案第4号については会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号、議案第4号については、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第7、議案第5号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。日程第8、議案第6号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第5号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第6号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。まず、議案第5号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例については人事院勧告に基づき議会議員及び常勤の特別職の期末手当の率を改正するものです。第1条及び第3条は議会議員の報

酬及び費用弁償等に関する条例、第5条第2項及び特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例第3条第2項中、100分の150を100分の165に改める。施行日は交付の日から施行といたします。第2条及び第4条は条例第5条第2項及び条例第3条第2項中100分の140を100分の147.5に、100分の165を100分の157.5に改めるものです。、施行日は27年4月1日からといたします。続きまして議案第6号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。こちらの改正も人事院勧告に基づき一般職の職員の給与改定を行うものであります。第1条で条例第29条、勤勉手当の率100分の67.5を100分の82.5に、100分の87.5を100分の102.5に引き上げを、100分の32.5を100分の37.5に。100分の42.5を100分の47.5に引き上げを行い、4月に遡り給与月額1人平均1,287円の引き上げを行うものであります。別表給料表の改定も合わせて行うものであります。施行日は交付の日からとなります。また、20ページ第2条では条例第29条勤勉手当の率を100分の82.5を100分の75に。100分の102.5を100分の95に引き下げを100分の37.5を100分の35に。100分の47.5を100分の45に引き下げを行い、総合的な給与見直しに基づき別表給料表の改定を行うものであります。平均2%の引き上げとなるものであります。50歳代後半では最大4%程度の引き下げを行うこととなります。第2条の改定については平成27年4月1日からの施行となるものであります。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第6号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号、議案第6号については総務産業常任委員会

に付託することに決しました。日程第9、議案第7号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第7号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明申し上げます。辰野駅北側、岡谷側の駐車場の有料化に伴いまして辰野町使用料条例の一部を改正するものであります。別表中、町営駐車場の中の表に「辰野駅北側駐車場、30分まで無料、1日1回300円」を加えるものであります。北側の駐車場につきましては4月21日から1日1回500円で有料化を当面試行してきました。その後、利用状況等を考慮しまして9月から1日1回300円に料金変更し、有料化してきたものであります。この料金の確定に伴いまして条例の改正をするものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号については会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第7号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第10、議案第8号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第8号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。産科医療補償制度の見直しと出産育児一時金の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令の改正が行われ、平成26年11月19日に公布されたことから関係する辰野町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は第5条の2第1項において出産一時金の額を39万円と定めているものを40万4,000円に改めるものであります。また施行規則において施行日を平成27年1月1日とし、併せて経過措置を定めるものでございます。なお、同条において3万円を上限として加算することができるも

のを定めており、現在実質42万円を支給しているところですが、今回の法施行令の改正に併せて辰野町健康保険条例施行規則も改正し、加算額を1万6,000円に改めることとしております。このため実質支給額は現在の42万円が変わりません。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号については会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第8号については福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第11、議案第9号、辰野町在宅介護支援センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福祉専門課長

議案第9号、辰野町在宅介護支援センター条例を廃止する条例について提案理由をご説明申し上げます。老人福祉法に基づき高齢者の総合相談、サービス調整を目的に辰野町老人保健施設及び辰野町地域福祉センターに設置されているセンターですけれども、平成18年度に介護保険法に位置付けられた地域包括支援センターが設置されたことにより機能が移行し、休止状態でありました。辰野町老人保健施設の廃止、辰野町地域福祉センターに職員が不在の現状、並びに機能の移行により辰野町在宅介護支援センターの廃止を提案するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第9号、辰野町在宅介護支援センター条例を廃止する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決す

るにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。日程第12、議案第10号、辰野町小野簡易水道給水条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第10号、辰野町小野簡易水道給水条例を廃止する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成26年4月より辰野町上水道事業に統合された小野簡易水道事業につきまして小野簡易水道運営審議会が本年9月までに終了しましたので、小野簡易水道給水条例を廃止するものです。施行日は公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第10号、辰野町小野簡易水道給水条例を廃止する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成26年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、人事院勧告と人事異動による人件費の修正、辰野町土地開発公社補助金、町税等過誤納還付金等の補正予算であります。この補正総額は1億7,029万7,000円の追加であり、予算総額は89億3,415万3,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては国庫支出金、県支出金、寄付金、

繰越金、諸収入、町債の増額、繰入金の減額であります。歳出につきましては、議会費を初めとする人事院勧告と人事異動による人件費の調整であります。そのほか主な増減につきまして議会費では議員期末手当の増額であります。総務費では固定資産台帳整備及び公共施設総合管理計画の予算組み替え、ふるさと寄付金謝礼、町税等過誤納還付金の増額であります。民生費では後期高齢者医療広域連合負担金の増額、介護給付費町負担金の減額であります。衛生費では介護老人保健施設福寿苑繰出金の減額であります。農林水産業費では町単土地改良事業の修繕料の増額であります。商工費では商工業誘致及び振興補助金の増額であります。土木費では辰野町土地開発公社補助金の増額であります。消防費では辰野消防署負担金の減額であります。教育費では南小教室改造工事、各学校の机いす等の校務一般備品、町民体育館入口鉄扉改修工事、あさひ世代間交流施設建設工事及び川島防火水槽工事に伴う埋蔵文化財発掘のための費用の増額であります。災害復旧費では農林施設災害復旧関係で農業施設災害復旧事業の河子沢復旧工事の測量設計及び工事請負費、公共土木施設関係で、町単災害の災害復旧工事の工事請負費の増額であります。公債費は元金の増加に伴う予算組み替えであります。特に、土木費の土地開発公社補助金につきましては、現在9億2,772万3,000円の簿価が残り経営健全化計画を進行中の土地開発公社に対しまして1億円の補助を行うものであります。土地開発公社につきましては、平成25年度決算で9,787万3,000円の負債が資産を上回る債務超過の状況にあります。この債務超過の状態が続くと金融機関からの借り入れや金利等に影響が及びますので、本年度から数年にかけて抜本的改革に取り組もうというものであります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げます。ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第14、議案第12号、平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第12号、平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ16万8,000円を追加し、総額をそれぞれ4億5,169万8,000円とするものです。4ページをご覧ください。収入については、その他営業収益に16万8,000円を追加し、28万2,000円とするものです。5ページをご覧ください。支出については配水及び給水費を

64万7,000円減額し、総務費で固定資産台帳、整備委託等を行うため81万5,000円を追加するものです。これは平成25年事業で改正された地方公営企業会計に即した固定資産調査業務、主にデータの電子化を実施しましたが1件ごとの資産状況をよりの確に著す台帳に変更するための委託料を追加するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第12号、平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。日程第15議案第13号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第13号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,500万9,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入については繰越金を470万4,000円を追加し、3,350万4,000円とするものです。7ページをご覧ください。歳出につきまして主なものは、02水処理センター管理費の工事請負費を700万円追加しました。これはそれぞれ設置から20年余りが経過し、緊急修理工事が必要となった辰野水処理センター脱水ケーキホッパー重量計交換工事と平出中継ポンプ場警報装置交換工事を実施するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第13号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。日程第16、議案第14号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第14号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,666万7,000とするものです。詳細につきましては7ページにありますように職員給与等の追加のための補正です。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第14号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水道課長

議案第15号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ15万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億 940 万 1,000 円とするものです。詳細につきましては7ページにありますように職員給与等、追加のための補正です。以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第15号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。ただ今より暫時休憩いたします。なお、再開時間は11時20分といたします。

休憩開始 11時 04分

再開時間 11時 20分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第18、議案第16号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第16号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,895万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億4,724万5,000円とするものでございます。内容につきまして、6ページをご覧ください。歳入でございます。前年度繰越金の確定によりまして、4,895万8,000円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。7ページをご覧ください。2款、保険給付費につきまして医療給付が増えていることから一般被保険者療養給付費を2,000万円、一般被保険者高額療養費を157万6,000円、それぞれ増額するものでございます。8ページをご覧ください。8款、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費において郵送料の不足額、会場使用料

の不足額を増額補正し、また新たに生活習慣病、予防指導のための生活習慣記録機、ライフコーダの使用料を計上をするものでございます。疾病予防費においては人間ドックの受診者が増加しており、予想される不足額80万円を補正するものでございます。9ページでは11款、諸支出金につきまして一般被保険者保険税還付金80万円を増額するものでございます。国庫支出金、償還金においては超過交付されています交付金を返納するために2,537万7,000円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○堀内（9番）

今、報告がありました繰越金につきましては前年度4,895万8,000円の大幅な繰越ということで前年度非常に良い結果であったのではないかと思います。それを踏まえて、最終的にはこの割付をしなきゃいけないってことだと思いますけれども、支出の部の7ページ、この中で今説明ありました、一般被保険者医療給付金という形で2,000万円載っておりますけれども、この根拠として、全体的からみますと1.7%くらいですんで大した金額じゃないんじゃないかと思いますが、金額的にみると大きい金額に当たるのかなど、そんな形でここ平成26年度の経過から見てですね、この必要性っていう形をどう捉えているのか。ただ単に帳尻合わせっていうことではなくてこういう形になっているんで、これが必要であるという形の状況の内容のご説明をいただきたいと思いません。

○住民税務課長

医療費につきましては総じて増額をする傾向にございます。幸い25年度におきましては伸び額が少なかったために、ただ今ご指摘のとおり繰越をし、基金に積み立てる、一部25年度決算において基金に積み立てることができました。しかし、この医療費の動向につきましてはなかなか予測が難しい状態にございまして、今年度の今回補正をお願いをしております一般被保険者療養費給付金等、それから高額療養費に限ってご説明を申し上げますけれども、一般被保険者療養費給付金につきましては当初予算が11億7,600万円。前年度に比して650万円増額をした予算を立てたところでございますが。これまで7箇月経過したところで1箇月あたりの医療給付が1億164万7,000円、前年度は1億60万2,000円でございます。対前年比1.04%、予算でいきますと当初予算月額9,800万円で予算計上をしたところでございますが、これに対しては3.72%の伸びということ

でこれに基づきまして予測される金額は4,300万円ほど不足するかなというところがございますが、現在の財政の財源を加味しまして今回2,000万円の増額補正をお願いしたところがございます。高額療養費につきましても当初予算1億4,760万円でございます。こちらにつきましては対前年比、同額でございます。月平均は1,230万円で予算計上をしたところがございますが、現在月平均1,516万3,000円ほどの支出でございまして、対前年比29.26%、予算に対しては23.28%の伸びでございまして、この数字で予測しますと3,430万円以上の不足額が生じるところでございますが、財源の都合上157万6,000円の補正をお願いするところでございます。最終的には県からの交付金がある程度増額が期待できますし、それでも不足する場合には基金を取り崩す等の対応が必要かと考えているところでございます。

○根橋（3番）

歳出の9ページ、一般被保険者保険税還付金、80万円ということですがけれどもこれはどのような事情なのでしょう。

○住民税務課長

還付金につきましては、既に還付加算金等でご説明をしておりますけれども今回の還付金につきましてはそれと、大きく異なると言いますか、還付加算金につきましては該当する金額が23万2,700円ということで全員協議会でご報告申し上げてあるところがございます。今回はですね大口の還付が1件ございました。内容は15年間資格喪失の届がなかったため国民健康保険としては社会保険に適用されているということを知ることができずに国民健康保険に加入したままでございます。15年間でありましてけれども、直近の時効になる前の5年間分、約60万円について還付をすることが必要になったため今回補正をお願いするものでございます。

○議長

よろしいですか。

○根橋（3番）

はい。

○船木（10番）

9ページをお願いしたいんですが、ここに国庫支出金超過交付返納金とあります。これは当然、この額じゃなくて、この金額生じるっていうことは分かりますけれども、額がちょっと多いんじゃないか、というふうに思います。というのはですね、昨年この時期はこのようなのはありませんでした。この額の多いことについて疑問が生じますけ

れども説明をお願いいたします。

○住民税務課長

国庫支出金超過交付返納金 2,537 万 7,000 円につきましては、大きく分けて 2 つございます。1 つは療養給付費等負担金 1,467 万 1,000 円でございます。これにつきましては先ほども申し上げましたように医療費の動向というのはなかなか読みきれないものがございます。今、医療の高度化で 1 人入院されますと 200 万円、300 万円、それが 1 年経つと 2,000 万円、3,000 万円、2 人、3 人になると億の単位になるというような状況でございます。この療養給付費等負担金等の給付に際しまして、各市町村の負担の平準化を図るために国庫から支出されているところでございますが、県では前年度、今回の場合は 24 年度になりますけれども、この医療費の動向等を踏まえて各市町村に配分するため翌年度 26 年度に清算をするということで、今回 25 年度に超過して交付されていた額を返納するというところでございます。つまり 24 年度の動向で 25 年度、交付されましたけれども、25 年度の医療費がそれほどかからなかったためにここで返納するというものでございます。2 つ目が財政調整交付金返還金でございます。これが 1,070 万 6,000 円でございます。これは非自発的失業者、すなわち企業の倒産、解雇、雇い止め等によって離職した場合の国民健康保険税につきまして全国的に軽減措置が講じられております。そのことによる国保財政への圧迫を補填する措置として財政調整交付金が交付されておりますけれども、この財政調整交付金の申請に際して解釈の相違があつて過大に交付されていたためこれを返還するというものでございます。平成 24 年度、交付されている額が 1 億 5,487 万円で、これに対して 403 万円ほど。それから 25 年度 1 億 5,262 万円交付されているものに対して 667 万 3,000 円返還をするというものでございます。

○議 長

よろしいですか。

○船木（10 番）

はい。

○議 長

ほかにごございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 16 号、平成 26 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決

するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16は、原案のとおり可決されました。日程第19、議案第17号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第17号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ471万2,000円を追加し歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,376万円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございますが、事務費繰入金の確定によりまして92万5,000円減額し、保険基盤安定分にかかる被保険者数、及び軽減額が確定したことによりまして保険基盤安定繰入金を400万2,000円増額するものでございます。7ページをご覧ください。繰越金について前年度繰越金の確定によりまして163万5,000円を増額するものでございます。歳出につきまして8ページをご覧ください。後期高齢者医療徴収費で県の広域連合への負担金につきまして、先ほどの説明のとおり、軽減分の納付金が確定し400万2,000円増額し、事務費負担金を92万5,000円減額いたしました。9ページをご覧ください。歳入において増額となりました前年度繰越金の増額分163万5,000円の全額を予備費として増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第20、議案第18号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○病院事務長

議案第18号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)につきまして提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正します。重要な建設改良事業、医療備品購入費1億1500万円。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正します。支出のうち、第1項、医業費用を1,491万8,000円減額補正し、予算第4条、本文括弧書中(不足する額)を(4億

9,076万1,000円)に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正します。支出のうち、第1項、建設改良費を1,400万円増額補正します。4ページをご覧ください。収益的支出、給与費のうち、給料を250万円減額、手当を1,850万円減額。法定福利費を608万2,000円増額補正します。今回の補正は人事院勧告による給与改定及び職員の異動による補正となります。5ページをご覧ください。資本的支出、有形固定資産購入費のうち医療備品を4機種1,400万円増額補正するものであります。この補正であります。医療機器の老朽化に伴います更新3機種と本年度購入しました人工透析管理システムをオーダーリングシステムに連携させるためのシステム化に対する補正となります。以上、提案説明申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋(3番)

4ページなんですが、給与関係で医師の分が500万円の減額ということなんですけれども、これは全て人勧に伴う減額ということなんですか。

○辰野病院事務長

医師の分につきましては人勧に伴う減額となります。

○議長

ほかにございますか。

○岩田(5番)

5ページでございますけれども、支出、一番下ですね医薬備品の中で1,400万円ですよね、光干渉式の装置ですね、私これ質問したところなんですけれども、この下、AED装置ですけれどもこの内訳について。

○辰野病院事務長

1,400万円の内訳でございますが、まず光干渉式眼軸長測定装置が650万円。人工透析管理システム連携追加分が480万円。AED装置、こちら3台であります。170万円。予約カードが100万円。合わせまして1,400万円となります。

○議長

ほかにございますか。

(なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号、平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第19号、平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は8月31日をもって閉苑となりました旧福寿苑の確定した事業費の清算が主なものでございます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,725万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,531万5,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では一般会計からの繰入金856万円の減額でございます。7ページをお願いします。諸収入3万2,000円の増額。8ページは介護給付費収入及び自己負担金収入、合わせて872万8,000円の減額であります。続いて歳出ですが、9ページをご覧ください。一般管理費において、事業費確定により人件費をはじめ維持管理経費等、合計で1,725万6,000円の減額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第22、議案第20号、平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第20号、平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万7,000円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を6,969万7,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では告知システム基金からの繰入金25万8,000円の増額。7ページの繰越金は15万

9,000 円の増額であります。歳出では 8 ページになりますが一般管理費のうち、公課費を 41 万 7,000 円増額するものであります。これは消費税の申告による消費税額の確定による増額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 20 号、平成 26 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、平成 26 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福祉専門課長

議案第 21 号、平成 26 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から 212 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 9,571 万 5,000 円とするものでございます。歳入歳出の主なものについて申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入では一般会計繰入金 212 万 5,000 円の減額です。次に 7 ページ 8 ページをご覧ください。歳出ですが、一般管理費の職員給料ほか 220 万 4,000 円の減額、及び包括的支援事業 2 事業費の職員給料ほか 7 万 9,000 円の増額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 24、議案第 22 号、平成 26 年から 27 年度辰野西小学校体育館改修工事（建築）請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第22号、平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事（建築）請負契約について提案理由を申し上げます。平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事（建築）請負契約につきましては平成26年11月11日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので、請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めます。契約の目的は、平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事（建築）。契約の方法は一般競争入札。契約金額は3億1,104万円。契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字平出1739番地。神稲建設株式会社、辰野営業所でございます。なお一般競争入札の応札者は4者でありました。以上、提案理由を申し上げます。内容につきましては教育次長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長

それでは平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事（建築）の内容についてご説明申し上げます。現在の体育館は昭和43年に建築され、45年が経過しております。地上2階建の661平方メートルの体育館であります。平成23年、10月に実施しました耐震診断ではIs値0.3、Q値0.14で耐震改修並びに不適合改築が必要な建物と診断されました。耐震改修につきましては平成27年度までに実施完了が国で義務付けられています。これを受け今回の改修工事となりました。既存の体育館の解体撤去をし、新たに総面積1,322.548平方メートルを建設するものであります。新築計画の体育館は自然の光を取り入れる素材を2階部分に使用し、明るい体育館の設計となっております。各部の面積についてはアリーナが600平方メートル。器具庫が124.2平方メートル。玄関ホールが27.12平方メートル。男女更衣室93.036平方メートル。男女トイレ42.182平方メートル。多目的トイレ4.0平方メートル。その他5.975平方メートルというものであります。以上、工事内容を申し上げます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号、平成26から27年度辰野西小学校体育館改修工事（建築）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号、上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更について。日程第26、議案第24号、上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更についてを一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第23号、上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更につきまして提案理由を説明申し上げます。消防事務の上伊那広域化に伴い、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約を変更するため提案するものでございます。規約第4条、広域連合が処理する事務。第5条、広域計画の項目及び別表経費負担割合に消防に関する事務等を追加し、附則に消防広域化に伴う経過措置を規定しました。これに合わせて広域連合の現状の業務を踏まえ、第4条、第5条及び別表の内容、字句及び表現を見直し規定順を整理したものであります。1ページの第4条、広域連合の処理する事務については13号から15号まで消防が扱う事務を追加しております。2ページの第5条広域計画の項目については13号に消防に関することを追加しております。3ページの別表については12、13、14に消防が扱う事務についての経費負担割合について追加したものであります。施行は県知事の許可の日。ただし、第4条、第5条、別表の改定規定は平成27年4月1日から施行いたします。続きまして議案第24号、上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更につきまして提案理由を説明申し上げます。平成27年3月31日をもって伊那消防組合が解散することに伴いまして上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体から同組合を脱退させ、及び上伊那地域公平委員会共同設置規約を変更するため、提案するものであります。裏面をご覧ください。第4条及び第6条については字句の訂正です。別表につきましては脱退する伊那消防組合を削る変更を行います。施行は平成27年4月1日です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

まず、議案第23号の方の第4条の(8)に関して質問したいと思うんですが、これは

ちょっと私不勉強で申し訳ないんですけども、今回この部分についてはいわゆる改正と言いますか、改正されてはいないというふうに考えているんですけども、そのへんの改正されたのかどうかっていうことと、もう1つはいわゆる事務、事務処理も第48号で言っており、それから第5条でも広域計画として(8)でやっぱり広域的な医療体制の整備調整に関する事とということになっております。この際ですね、広域連合として広域的な医療体制の整備調整というものの事務についてはどのような考え方でどのような事務が行われているのかお伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

今回のこの規約につきましては広域連合の中で字句の訂正等を行ったものであります。詳細については確認をしてありませんので、細かく申し上げられませんが、第4条につきまして広域的な医療体制の整備調整に関する事務。また第5条の広域的医療体制の整備調整に関する事等につきましては、今までの規約の字句のまた、事務内容の修正を行ったと聞いております。以上であります。

○保健福祉課長

ただ今この4条の8号の関係でございますけれども、上伊那広域連合の中にですね地域包括医療協議会というものを設けておまして、そこにはですね医師会、あるいは薬剤師会、それから広域市町村のですね各保健福祉担当課長が入りまして口腔衛生ですとか、あるいは在宅医療等々のですね審議を行っております。以上です。

○根橋(3番)

そうしますとですね前は私の流れの中の理解としては辰野病院とも関わったその地域医療の充実ということで広域連合が確か、そのへんから関わってきていたわけですけど、それ以前は広域連合はそのような事務は行わない、行わないと言うか積極的な考えはないという広域議会における答弁もあったんですが、で今回そのように今言われたようにですね、そのいわゆる医療関係団体だとかとの意見調整だとかいうことは大いに結構なことで、更に、要は言いたいことはですねそれに基づいて更に広域連合がですね今、逆に言いますと今は辰野病院は私ども単独、伊那中は伊那中の一部事務組合、昭和伊南も一部事務組合というような中でやはり上伊那医療圏が県下では実質的にですね20万規模の医療圏としては最低の医療体制という中で、もっと広域連合がですね施設整備、この医療体制の整備っていうのは単なるソフトのことだけなのかよく分からないんですけども、そういったソフトに基づいて更に積極的なこの体制、いわゆる施設、何て言いますかハード面も含めたこの体制整備っていうことをやるべきだと思っているんですけ

れどもそのような議論がされた上に今回の規約改正が提案されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○辰野病院事務長

町立辰野病院が新築された中におきましては先ほど議員がおっしゃられたとおり地域医療再生事業を行ってきたわけでありまして、これにつきましては、公立3病院と上伊那医師会を含めた中での再生事業という位置付けの中で、事務局が上伊那広域連合の方でやっておりました。この事業につきましては平成25年に終了した中で先ほど保健福祉課長が申しました地域医療包括協議会、そちらの方に事務的には移行されたことによってハード面につきましても今後何かあった場合につきましては、そちらの協議会の方で審議されるっていうことになっております。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○根橋（3番）

そうしますと町長にお伺いしたいんですが、ここで具体的にどうだってことでないんですが、流れの中でやっぱり公立3病院の連携、更には今後の医療体制、医師の確保も含めましてですね、そういう施設整備だとかそういうことももっと協力的に広域連合が取り組むべきだっていうふうに思うわけですがけれども、副連合長としてですね参加されている中で、この問題についてどのような、今のところ個人的見解でも結構ですがお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○町 長

非常に重要なことでありますけれども、一応、上伊那のこの関係の中ではですね、再生の関係で補助金をたくさん貰って、それでもってそれを充てて、一応その部分については終了をしたとそういうことでありますけれども、今言われたような話の内容についてはそれぞれの大きな課題でありますので、そういったものもこれから話し合いながら全体としてどういうふうにしていくかってこういったことをこれからも話し合っていける、こんなふうに思っています。

○議 長

ほかにございますか。

○岩田（5番）

2 ページのですね一番下なんですけど別表17条関係これ・・・

○議長

何号ですか。

○岩田（5番）

議案23号です。それで処理事務等、あるいはそれに対して経費負担割合ということですが、これのですね原則を教えてくださいんですけども、ちょっと代表的なものはその次のページの3ページですね、3ページの12番、消防に関する事務の中で消防費に係る基準財政需要額割50%、人口割50%とかこう出ているわけですけど、これは基準年度とかそういうことがこの17条で決められているわけですかね。どういう形のもので、変動性なのかどうか、そのへんも含めてちょっと教えていただきたいんですけども。

○まちづくり政策課長

消防費のこの負担割合につきましては、今回この消防の広域化に当たりまして伊南の行政組合と伊那の消防組合、そして広域連合における負担割合の考え方がそれぞれに異なるために、それぞれの方式による資産結果等を踏まえた協議の結果、平成25年の4月の協議会において伊南行政で用いている負担割合、これはここに書いてありますとおりに地方交付税の算定基準であります消防費ですね、消防費に係る基準財政需要額であります。これにつきましては交付税を算定するに当たって、需要額の中でそれぞれの市町村が消防に関してどれだけの需要が必要なのか、どれだけ1年間運営していくのに経費が必要なのかというものを算定しているものになりますけど、それによって50%を割り、残りを人口割とすることにどうも決定したようであります。元々は伊南行政でこちらの方は用いたようでありますので、お願いいたします。

○岩田（5番）

いくつもこういう負担割合が示されているわけですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○町長

広域化が進む中でですね、種々その都度、それぞれのどんな状況でその事務を進めていくか、また将来どういうふうに統合していくかって、そういった中で、それぞれの負担割合が決められてきているんだらうと、そんなふうに思っています。個々の市町村が、それぞれ異なったやり方をしているということであったわけでありまして、合併協議会だとか、そういったものの中で多くのものがどういうふうにやっているかっていうことも、割り出されてきていることも1つあると思いますけれども、そういったことも参

考にしながらやるということでありますので、特に1つの所が有利になるとか不利になるとかそういうことが発生するような場合でしたら当然、よく考えていただかなきゃいけないこともあるわけでありますけれども、平均的になる。そういうことがこれからも必要であると、そういうふうを考えられることについては全体の流れの中で決めていかざるを得ないだろうとこんなように考えてます。以上です。

○議 長

ほかにございますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第23号、上伊那広域連合の処理する事務の変更及び上伊那広域連合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。次に、議案第24号、上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号、伊那消防組規約の一部を変更する規約について。日程第28、議案第26号、伊那消防組合の解散について。日程第29、議案第27号、伊那消防組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

議案第25号、伊那消防組規約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。消防事務の上伊那広域化に伴い、伊那消防組規約の一部を変更したいため議会の議決を求めるものでございます。変更の内容につきましては伊那消防組規約に消防広域化に伴う事務の承継に消防の広域化に伴い、組合の解散があった場合においては上伊那広域連合がその事務を承継する。附則、この規約は許可の日から施行するを加えるものでございます。続きまして議案第26号、伊那消防組合の解散について提案理由を申し

上げます。消防事務の上伊那広域化に伴い、伊那消防組合を解散するため議会の議決を求めます。続きまして議案第27号、伊那消防組合の解散に伴う財産処分について提案理由を申し上げます。消防事務の上伊那広域化に伴い解散する伊那消防組合の財産処分を行うため議会の議決を求めます。以上、3議案、提案理由をご説明いたしました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号、伊那消防組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。次に議案第26号、伊那消防組合の解散についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。次に、議案第27号、伊那消防組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

ただ今の陳情第20号は文書配布とし、陳情第21号、第22号、第23号は、福祉教育常任

委員会へ 陳情第24号、第25号、第26号、第27号の4件は、総務産業常任委員会へそれぞれ付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 散会の時期

12月3日 12時 10分 散会